

アメリカにおける障害のある子どもの 教育を受ける権利とその裁判における救済について - Fry v. Napoleon Community Schools判決(2017年)を手掛かりに -

織原保尚

【要約】

アメリカ連邦最高裁判決である2017年Fry判決では、IDEAに基づいて訴訟を提起する場合、事前に聴聞などの行政手続を経るよう定められているところ、IDEAと他の連邦法との領域が重複する場合に、それを経ずに訴訟が提起できるか否かが争点となった。本論文は、Fry判決を中心に、障害のある子どもの教育を受ける権利とその裁判における救済について分析することにより、日本の法制度への示唆を得ることを試みる。

【キーワード】

アメリカ障害者教育法 (IDEA) ADA リハビリテーション法 504 条 障害者権利条約 特別支援教育

はじめに

2017年、アメリカ連邦最高裁判所は、障害のある子どもの教育についての法である障害者教育法 (Individuals with Disabilities Education Act (IDEA))¹ に関連して2つの判決を下している。1つは自閉症のある子どもの教育について、より専門的な学校に通う費用の提供を認めたEndrew F. 判決²である。もう1つは、IDEAに基づいて訴訟を提起する場合、事前に行政機関による聴聞手続を経なければならないとされているところ、IDEAと他の法との領域が重複する場合に、IDEA上の聴聞の手続を経ずに訴訟が提起できるか否かについて争われたFry判決である³。これら2つの判決は、これまで下級審において判断の分かれていた点について、その論争を解決すべく最高裁が判断を下したものであり、社会的にも注目の大きな判決であった。本論文では、後者のFry判決に焦点を当てる。Fry判決はアメリカ連邦法の、国内法同士の関係についての判決ではある。しかしその理由付けの中で、提供される教育の内容やサービスについての訴訟と、学校における設備など教育の内容とは直接関わらない訴訟を区別するなど、その理論構成には日本の障害のある子どもの教育に関連する法制度、権利保障のあり方について、考えるヒントが含まれるように思われる。

本論文は、2017年Fry判決を中心に、アメリカにおける障害のある子どもの教育を受ける権利とその裁判における救済について分析することにより、日本の法制度への示唆を得ることを試みるものである。以下第I章ではIDEAの概略を紹介する。第II章では、Fry判決に関わるIDEAや、その他の法について規定を概観する。第III章ではFry判決を紹介し、この判決についての評

価などについても論じる。そして最後に日本法への示唆をもって、論を結ぶ。

I IDEAの概略

1 IDEAの目的・現状

1975年制定当時の障害者教育法の目的は、①障害のある子どもが、その特有のニーズを満たすために構想された特別な教育及び関連サービスを強調した無償で適切な公教育を受けることができるような状態にしておくことを保障すること、②障害のある子ども及びその親又は後見人の権利が守られることを保障すること、③州及び地方がすべての障害のある子どもの教育のために備える援助をすること、④障害のある子どもを教育する努力の効果を評価し保障すること、であるとされた⁴。

IDEAは、3歳から21歳までの子どもを対象とした、初等中等教育について定めた法である。現在、障害者の定義については、身体障害や知的障害、そして自閉症や学習障害なども含むものとされている⁵。また、IDEAは合衆国憲法1条8節に示される支出権限条項に基づくものとされている⁶。

IDEAによって、特に初等中等教育においては、充実したサービスが提供されていると評価されている。2018 - 19年現在公立学校に通う子どもの14パーセント、約710万人が特別教育の対象になっている。ちなみにそのうち33パーセントの子どもにある種の学習障害があるとされる⁷。IDEAに関連して使われる連邦予算は、2019年度予算で年間約134.5億ドルである⁸。しかし、障害者教育に多額の費用がかかることに関しては批判もあり、2009年最高裁判決の反対意見の中で、公教育予算の20パーセントも占めることに批判がなされていたこともある⁹。

2 IDEAが求める教育

アメリカでは、教育一般が州の管轄であり、州の予算によってなされている¹⁰。IDEAは、州が行う障害者の教育に関して、そのための費用を連邦が州に対して援助するという法律である。ただし、この連邦による州に対する財政援助には条件があり、法の定める条件を州の教育の内容が満たしていなければ、援助を受けることはできないとされている¹¹。州としては、連邦から受け取る予算は、教育のためには必須のものであるため、法の定める条件を守らなければならないことになる。その条件として、(1) IEP (個別教育プログラム) の作成、(2) 最も制約の少ない環境での教育、(3) 適正手続の保障、(4) 無償かつ適切な公教育の提供、などが設けられている。

(1) IEP (個別教育プログラム) の作成

第1の条件は、IEP (個別教育プログラム: Individualized Education Program) と呼ばれる、その子ども一人一人のための個別の教育プログラムを作成することである¹²。詳細な規定を親と教師などが共同して作ることが定められている¹³。IEPには、子どもの成績を踏まえた達成目標、教育サービスの内容や、評価の基準、日程などが含まれていなければならない。提案された教育がIDEAに示される適切な公教育か否かは、IEPの内容によって判断される¹⁴。

(2) 最も制約の少ない環境での教育 (LRE: Least Restrictive Environment)

第2の条件は、子どもにとって、最も制約の少ない環境で障害のある子どもの教育が行われねばならないということである¹⁵。すなわち通常学級で行われている教育に最も近い環境で、ま

た、障害のない子どもと一緒に教育を受けられるような環境で、障害のある子どもの教育が行われるということである。どのような場合に通常学級に入学させるのか、また通常学級と分離された環境の教育を提供するのかという問題は、多くの論争がある¹⁶。

(3) 適正手続の保障

第3の条件は、不服申立に関連して適正手続が保障されていることである¹⁷。①子どもの教育を提供される場所を変更することに関しての、親や後見人への告知¹⁸、②「公正な適正手続による聴聞」の権利¹⁹、③学校におけるすべての関連記録を閲覧する権利、④独立の評価に対する権利²⁰、⑤最初の適正手続による聴聞が地方または州教育委員会によってなされ、それに不服があった場合に、州教育委員会に対して不服請求をする権利、そして、州教育委員会の判断に不服があった場合に、州や連邦裁判所に提訴をする権利²¹、が保障される。このような聴聞手続は、子どもにとって適切な公教育を実現し、また、前述の子どもにとって最も制約の少ない環境を保障するためにも重要である。親には、聴聞において、子どもの障害の発見、評価や教育を提供される場所や、子どもに対する無償かつ適切な公教育の提供に関して不服を申し立てる機会と、それらに係る問題に関して、不服を提出する機会が保障されている²²。一方でIDEAでは後述するように、これらの行政手続を尽くさなければ、訴訟を提起することはできない構造になっている。

(4) 無償かつ適切な公教育 (FAPE:Free Appropriate Public Education) の提供

第4の条件は提供される教育は無償かつ適切なものでなくてはならないということである²³。そして「無償かつ適切な公教育」という文言の定義として、

「無償かつ適切な公教育」とは、「特別な教育」および「関連サービス」であって、

- (A) 公費により、公の監督・指導の下で、かつ無料で提供されてきており、
- (B) 州の教育機関の基準に合致し、
- (C) 関連の州における適切な就学前、初等または中等の学校教育を含み、かつ、
- (D) 法に基づき要求される個別教育プログラムに従って提供されるものをいう。

無償かつ適切な公教育を構成する「関連サービス」については、以下のように定義がなされている²⁴。

「関連サービス」とは、輸送並びに障害のある子どもが特別な教育から利益を受けることを援助するために必要とされうる発達、矯正その他の面の支援サービス（言語病理学、聴覚サービス、通訳サービス、心理学サービス、物理療法、作業療法、治療的レクリエーションを含むレクリエーション、ソーシャルワークサービス、障害のある子どもがその個別教育プログラムにあるような無償かつ適切な公教育を受けられるようにするための学校看護師サービス、リハビリテーションカウンセリングを含むカウンセリングサービス、オリエンテーション、移動サービス、医療サービスを含む。ただし、医療サービスは診断及び評価のみを目的とするものでなければならない）をいい、子どもの障害の状態の早期発見・評価を含む。

一方で、「無償かつ適切な公教育（以下FAPE）」という文言は、解釈できる範囲が広いため、障害のある子どもがどのようなサービスを受けることができるのかを議論するに際し、常に議論の対象となってきた部分でもある。

FAPEについて、1982年Rowley判決²⁵で連邦最高裁は、聴覚障害があるが、平均以上の成績を修めていた当時小学2年生の子どもが、手話通訳者の提供を求めて争われた事例において、障害のある子どもが、ある程度の教育的利益 (some educational benefit) を提供する教育に、アク

セスできるようにすることが立法意図であることを強調し、教育的利益を得ているかどうかの判断において、「基礎的な機会 (basic floor of opportunity)」を提供することが求められるとし、進級をしていることなども判断の要素として手話通訳者提供がなくても「無償かつ適切な公教育」の条件に反しないとした。

Fry判決と同年に下されたAndrew F. 判決では、小学校4年生で自閉症のある男の子の教育内容として、Rowley判決のように進級が合理的な見通しとならない場合、IEPは進級を目指すものである必要はなく、IDEAは、FAPEについてIEPを通じて、特定の子どもの特別なニーズに合わせて作成されるものであることを求めており、「単に最低限以上のもの (merely more than de minimis)」の基準以上のもので、子どもがその状況に照らして適切な進歩をすることができるように、合理的にカリキュラムが作られた教育プログラムを求めているとしている²⁶。

II Fry判決に関わる法制度

アメリカ連邦最高裁判所で下されたFry判決は、それまで下級裁判所において判断が分かれていた、IDEAと、1973年リハビリテーション法504条²⁷(Rehabilitation Act Section 504 (以下504条))、1990年ADA²⁸ (障害をもつアメリカ人法,Americans with Disabilities Act) との関係についての判断を下した判例として注目される。すなわち、IDEAには慰謝料などについての損害賠償の規定がないが、504条やADAにはその規定があるため²⁹、障害のある子どもの学校教育に関連したことから、慰謝料などを求める場合に、どの法を基礎に訴訟を行うのか。そして、IDEAには、訴訟を提起する前に、聴聞などの行政手続を尽くさなければならないという規定があるが、504条やADAにはない。そのため、行政手続を尽くすことなしに、504条やADAを根拠に慰謝料などを求めることができるか否かが問題となった。本章ではそれぞれの法の概略を見る。

1 1973年リハビリテーション法504条

1973年にリハビリテーション法の一部として成立した504条は、アメリカ連邦法としてははじめての、障害を対象とした一般的な差別禁止法である³⁰。504条は、範囲の広い市民権法であり、憲法の平等保護条項やデュープロセス条項に反さないように、教育活動に対しても連邦予算を支出することを求めている。504条の条文には、「合衆国において、第7条 (20) で定められた障害のあるいかなる個人も、単に障害者という理由で、連邦政府の財政援助を伴ういかなる施策、ないしは事業、またすべての執行機関やアメリカ合衆国郵便公社によるいかなる施策、ないしは事業への参加において排除されたり、その利益を享受することを拒否されたり、ないしは差別されてはならない」とある。これは、一定の行為を禁止する法であり、障害者を直接援助するものではない。また、この法の主な領域は雇用の部分である。しかし、この法の成立は当時まだ成立していなかった、1975年障害者教育法成立を後押しするものとなった。当時の連邦保健教育厚生省³¹は504条の範囲には、教育も含まれると解釈し、1977年には504条の施行規則を制定するに際して、504条の文言の解釈を、障害者教育法の内容に合致させるようなかたちで発表している³²。また、504条の規則内では、FAPEについても触れられており、FAPEのために「障害を有する者の個々の教育的ニーズを、障害を有しない者のニーズに一致するようにデザインされた通常のまたは特別な教育及び関連する援助及びサービスの提供」を求めている³³。IDEAにおけるFAPEの定義とは文言が異なることにも注意が必要である³⁴。

2 1990年ADA

1990年に成立したADAは、雇用、公共サービス、公共施設、電話通信などの場において障害者を差別することを禁止する法である。その目的として「障害のある個人々々への差別の撤廃に向けて、明確かつ包括的な国家命令を定める」ことなどが挙げられている³⁵。障害に基づく差別を禁止することによって、障害者に対して、機会の均等、完全な参加、自立生活、経済的自足を確保する³⁶。前述のリハビリテーション法504条が政府の予算的支援を受けている機関や、政府機関のサービスのみを規制の対象としていたのに対して、ADAにおいては、特に第Ⅲ編にはそのような制限はなく、全く私的な教育施設にも差別の禁止という規制がかかるようになっている。公教育と関係する部分は主に第Ⅱ編である。その条文には、「本節に従い、適格性を有する障害のある個人は、その障害を理由として、公共機関のサービス、プログラム、活動への参加から排除され、又はその利益を拒否されることがあってはならず、又はかかる機関による差別の対象となつてはならない」とある³⁷。

3 IDEA1415条 (I)

IDEAは、前述のように手続に関しても充実した規定をもっているが、その1415条 (I)においてADAやリハビリテーション法との関係について定めている。すなわち、IDEAの内容は、憲法、ADA、リハビリテーション法第Ⅴ編、またはその他の連邦法の下で利用可能な権利、手順、および救済を制限または制限するものと解釈されないとする。その上で、ただし前述のIDEA以外の法に基づいて、救済を求めて民事訴訟を提起する場合には、それ以前に、聴聞などの手続をIDEAに基づいて提起される訴訟と同程度にまで尽くされなければならないと定めている。つまり、IDEAとADA、リハビリテーション法504条などの、救済の範囲が重複する法によって救済を求める訴訟を提起する場合には、IDEAの定めるように訴訟前の聴聞などの手続を尽くすことが求められているというわけである。

この点については控訴裁判所において、Fry最高裁判決以前には異なる2つの方向性のアプローチの判決が下されていたという指摘がある³⁸。1つは、権利侵害中心 (injury-centered) のアプローチであり、もう1つが救済中心 (relief-centered) のアプローチである。Fry事件が係属した第6巡回区控訴裁判所をはじめ多くの控訴裁判所は権利侵害中心のアプローチをとっていたが、第8巡回区、第9巡回区控訴裁判所は、救済中心のアプローチを採用していた³⁹。

第7巡回区控訴裁判所は、Charlie F. v. Board of Education of Skokie School District、判決⁴⁰において、「IDEAの下で利用可能な救済」という文言に焦点を当てた。この文言に基づいて、裁判所は親の「主張の性質」として、申し立てられた権利侵害がIDEAによって救済されるようなものである場合は、常にIDEAの下で救済が利用可能であり、親は行政手続を尽くす必要があると結論付けた。これは「申し立てられた問題の発端と兆候が教育的である」場合は常には起こることであると裁判所は説明している。したがって、権利侵害に関連するアプローチは、親の主張が本質的に教育的であるか否かが判断基準となる。この判決に、他の多くの裁判所も同様の判断をしているという評価があった⁴¹。

第1、第2、第3、第6、第7、第10、第11巡回区とは異なり、第8および第9巡回区控訴裁判所は、救済中心のアプローチを採用していた。Payne v. Peninsula School District判決⁴²において、第9巡回区控訴裁判所は、権利侵害中心のアプローチをよりも、救済中心のアプローチがより適切にIDEAの行政手続を尽くす要件の意味を反映しているとした。その後、第8巡回区控訴裁判所は第9巡回区控訴裁判所のPayne判決と同様の判断をしている。

Payne判決において、第9巡回区控訴裁判所は、IDEAの行政手続を尽くすという要件は、原告

の実際に求めている救済が、IDEAによって提供されうるという範囲でのみ適用されるとしている。重要なのは、原告が実際にIDEAの下で利用可能な救済を求めたか否かであり、原告の求める救済が、IDEAの下でも利用可能か否かによって、行政手続を尽くす要件がかかるかどうか決定されるとする⁴³。

親がADAやリハビリテーション法504条に基づいて金銭的賠償を求める場合、救済中心のアプローチと権利侵害中心のアプローチでは、結論が異なる場合がある。ADAと504条には慰謝料などについての金銭的賠償の規定があるが、IDEAにはそのような規定がない。そのため、救済中心のアプローチを用いた場合、原告が金銭的賠償のみを求める場合、行政手続を尽くす必要はなくなる。一方、権利侵害中心のアプローチを用いる場合は、原告の主張が本質的に教育的である場合、行政手続を尽くすことが必要になる⁴⁴。

Ⅲ Fry判決

1 事実の概要

原告Ehlenaには重度の脳性麻痺があり、運動能力と、移動の能力に大きな制約があった。2008年、彼女が5歳の時に、両親は医師の勧めによって、サービス犬として訓練されたWonderという名のゴールデンリトリバーという種類の犬を、彼女のために購入した。Wonderは彼女が可能な限り自立して生活することができるように、落とした物を取ったり、歩行器を使用する際にバランスを補助したり、ドアを開閉したり、照明のスイッチを切り替えたり、コートを脱ぐのを助けたり、トイレの際の移動を助けたりと、様々な生活の場面において支援をした。また両親の主張では、WonderはEhlenaの独立心や自信を養い、社会的障壁を乗り越えることに役立つものだとしている⁴⁵。しかし両親が、彼女が幼稚園に入学する際にWonderの同伴を求めたところ、Ezra Eby小学校はそれを拒否した⁴⁶。2010年1月にIEPチームにより会議が行われたが、彼女のFAPEのためにはWonderの同伴は必要ないと結論付けられた。EhlenaのIEPの下では、1対1の人的サポートが一日中付いており、学校関係者は、Wonderによるサポートは不必要と考えていた。その年の後半Wonderは一時的に同伴を認められたが、授業中は教室の後ろに留まり、訓練されたことであってもEhlenaを支援することは禁じられていた。そしてその期間の終了後は、再びWonderが来ることはふさわしくないこととされた。その結果両親はEhlenaをEzra Ebyを退学させ、家庭学習に切り替えた。

その後両親は、アメリカ教育省公民権局 (U. S. Department of Education's Office for Civil Rights (以下OCR)) に不服申し立てを行い、Ezra Eby によるEhlenaに対すして介助犬の拒否したことは、ADA第Ⅱ編およびリハビリテーション法504条の権利を侵害すると訴えた。OCRはそれを認め、決定書の中で、これら法律に基づく学校の義務は教育サービスの提供を超えるものであり、学校が障害のある子どもにFAPEを提供したとしても、これらの法律による差別禁止に違反する可能性があるとした。OCRは、人間による補助がFAPEの基準を満たしていたとしても、Ezra Ebyはその禁止事項に違反していたとした。OCRは、車いすを使用する生徒を補助者によって運ぶということを求める学校の要求を、視覚障害のある学生に対して、盲導犬や杖を用いる代わりに教師の近くにいるように求めることに類推的に説明した。そしてこれらの方針がFAPEを拒否しているか否かに関わらず、障害のある子どもに対する差別であり、ADA第Ⅱ編および504条に違反していると結論づけた。OCRによる決定の後に、学校はEhlenaがWonderと一緒に学校に来ることを認めた。しかし、両親は校長との面会の結果、学校が彼女を快く思わないことで、彼女が学校への復帰することが困難になることを懸念し、彼女とWonder

を歓迎した別の学区の公立学校に通わせることになった⁴⁷。

2 下級審判決

Ehlensの両親は、リハビリテーション法504条とADA第Ⅱ編を根拠に、学校側がWonderを拒否したことによってもたらされる心理的損害の賠償を主張し、連邦地方裁判所に訴訟を提起した。連邦地裁は、金銭的損害賠償の請求のみであっても、Wonderを学校で同伴させるためにはIEPの内容を変更することが必要であり、行政手続によって問題に対処されるべきであるとし、行政救済を尽くすことは必要であるとして⁴⁸、両親の訴えを却下した。上訴された第6巡回区控訴裁判所も反対意見はありながらも2対1で同様の判断をしている⁴⁹。控訴裁多数意見は、両親は事実上、介助犬が許可されないことについて、彼女にFAPEを拒否したと主張しており、特に、学校にWonderがいないことで、彼女の独立心と社会的自信について棄損をしていると暗黙のうちに主張していると説明する⁵⁰。一方反対意見においては、前述の第9巡回区控訴裁判所によるPayne判決が引用されている。IDEA1415条 (1) が、IDEAの内容について、憲法、ADA、リハビリテーション法などの下で利用可能な権利、手順、および救済を制限しないとした文言について、子どもの発達あらゆる側面が「教育的」であり、FAPEに関連しIEPに含める必要があるとすれば、救済を制限しないとした文言の意味がなくなると説明されている。そして、IDEA1415条 (1) の規定の目的は、教育の専門家が「障害のある子どもを教育するための最良の方法について専門家の決定」を行うことであり、子どもに車いすを利用させるか、歩行器と介助犬を使うことを勧めるか、といった「技術的な決定」については、医師やセラピストなど専門家が判断すべきであり、専門家ではない教育者が判断するものではなく、行政上の手続が尽くされたとしても、問題は解決しないことを説明している⁵¹。

3 連邦最高裁判決

控訴裁判決はさらに上訴され、IDEA1415条 (1) の行政手続を尽くす要件の範囲に関して控訴裁判所間で判断が分かれていること対処することを目的に連邦最高裁はCertiorariを認めた⁵²。法廷意見はKagan裁判官が執筆し、全員一致の判決となっている。ただし、Alito裁判官による同意意見があり、それにThomas裁判官が同調している。

(1) 法廷意見

IDEA1415条 (1) の行政手続を尽くすという規則は、訴訟がFAPEの拒否に対する救済を求めるか否かと関連する。原告がIDEA以外の法律を根拠に訴訟を提起しただけでは同条の規則を免れることはできない。しかし、IDEA以外の法に基づいて提起された訴訟において、求められている救済がFAPEの拒否に対するものではない場合、IDEA上の手続を尽くす必要はない。したがって裁判所は、同条が適用されるか否かを決定する場合、原告の訴えが適切な教育の拒否に対する救済を求めているか否かを検討しなければならない⁵³。

IDEAは個別の教育サービスを保障し、ADA第Ⅱ編とリハビリテーション法504条は公的機関に対する差別のないアクセスを保障する。それらは重複する部分もある。学校に対する訴えの趣旨が、FAPEの拒否に対するものなのか、それとも障害に基づく差別に対するものなのか、2つの例示をする。①申し立てられた行為が学校ではない公共施設、公立劇場や図書館で行われた場合、原告は本質的に同じ主張を提起できるか否か。②従業員または訪問者など大人であっても本質的に同じ主張ができるか否か。これらができる場合は、FAPEに関連する可能性は低いが、そうでない場合、明示されていなくても、訴えはFAPEに関係している可能性が高い。控訴裁判所

は、以上のような分析を行っていない⁵⁴。控訴裁判所の判決は、原告の主張の本質が「教育的」であるか否かについて検討しているが、それはFAPEが拒否されたことについて救済を求めていることとは異なる。そして、その基準の違いによって結論が異なる可能性がある。その理由について重要な情報が不足しているため、この問題を差戻す⁵⁵。

原告の訴えは、Ehlenaの学校が提供する特別教育のサービスの適切性に触れることなく、障害に基づく差別についてのみを主張している。訴えには、FAPEの拒否またはEhlenaのIEPの欠陥に関する申立ても含まれていない。ただし、原告が以前にIDEAに基づく行政救済を求めているならば、主張の本質がFAPEの拒否についてであるということが立証されやすくなるが、そのような点については明らかでなく、その点は、差戻審で明らかにされるべきである⁵⁶。

以上から控訴裁判所判決を破棄し、差戻す。

(2) Alito裁判官による同意意見

学校に対する訴えの趣旨が、FAPEの拒否に対するものか、障害に基づく差別に対するものかを判断するための①②の2つの例示について、これは、IDEAとADAやリハビリテーション法504条などほかの連邦法の救済手段が重複しない場合にのみ機能する。また、原告が以前にIDEAに基づく行政救済を求めているならば、主張の本質がFAPEの拒否についてであるということが立証されやすくなるとした部分について、途中で方針が変わることはよくあることなので、判断の材料にはならない。この2点について、差戻審を混乱させる可能性があるとして、法廷意見のこれらの理由付けに同意しない⁵⁷。

4 最高裁判決に対する評価

これまで、ADAやリハビリテーション法504条を根拠に救済を求めてきた障害のある子どもにとって、IDEAの求める行政手続を尽くす必要があったところが、本判決によってその不必要な手続が省かれることになったため、本判決に対して好意的な評価がある⁵⁸。FAPEについて判断するためには、専門的知識が必要だが、それとは別の差別の主張を行うためには、行政手続が不要となる。行政手続を尽くすためには原告に、時間、費用といった負担がかかるため、これは小さな問題ではないとされる⁵⁹。また、Rowley判決のような、サービスの提供を求める事件の場合、ADA第Ⅱ編の規則⁶⁰などを利用し、裁判を提起することができ、サービスの提供を受けることができうるのではないかということも指摘されている⁶¹。

一方で本判決で残された課題も指摘される。Rowley判決やEndrew F.判決は障害のある子どもの教育について、障害のない子どもと同じ程度までアカデミックな成長をさせる教育ということを義務付けてはいないが、前述のように文言の異なるADAやリハビリテーション法504条では、それは差別とされる可能性がある。このような場合に、それを訴える子どもは、行政手続についてどのようにすればよいのかが明らかにされていないという指摘がある⁶²。

また、FAPEを提供することの拒否に対する不服であっても、原告の請求がIDEAの規定していない損害賠償のみだった場合に、行政聴聞を尽くす必要があるかどうかについて、最高裁判決は判断を示していないことも指摘されている⁶³。そのような例は少ないということを説明しつつも、1415条 (I) の文言やIDEA全体の趣旨から、このような訴訟を行政手続なしに認めることについて肯定的にとらえる指摘がある⁶⁴。

おわりに

Fry判決自体については、最高裁判決では十分に語られることのなかった残された課題もあり、アメリカ国内では今後も議論が続いていく部分もあると思われ、その議論の動向にも注目していきたい。そして、本判決はアメリカ法特有の問題であり、日本における議論と異なる部分も多いが、日本法における議論でも参考のできる可能性がある部分について指摘することで、結びとしたい。

Fry判決においては、教育に関する法であるIDEAと、一般的な障害者差別を禁止するという目的をもった法であるリハビリテーション法504条、ADA法との関係が問題となった。日本においては、障害のある子どもの教育についての独立した法はなく、教育基本法や、学校教育法といった、一般的な教育に関する法によって、規定がなされている。憲法26条では、「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」が提供されるとあり、また、教育基本法4条2項において「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と規定している。一方で行政手続法3条7号では、学校などにおいて教育などの目的を達成するために、学生、生徒や保護者などに対してされる処分や行政指導は行政手続法の適用除外とされており、学校と親との話し合いの実効的な場の形成を阻害するといった指摘もある⁶⁵。また、障害のある子どもの教育については、例えばインクルーシブ教育のあり方など、様々な形での議論がある。障害のある子の親からしても、親が良いと考えている教育であっても、権利として、そのような内容の教育を受けることの主張をしづらいという面がある。

その点、Fry最高裁判決では、FAPEについての部分と、それ以外の設備などの部分に分けて議論をしている。FAPEに関連する部分はIDEAに関わるが、それ以外は、差別禁止にかかるという議論の仕方である。日本においても学校における設備などに関連して、親などの主張する教育の提供が拒否され、それが争いになる例は少なくない⁶⁶。特別支援教育制度導入後に争われた、車いすを利用する生徒の中学校の学校選択に関する、奈良県下市町立中学校入学拒否事件⁶⁷においても、学校側は学校に階段が多いなどの設備の面を理由に入学を拒否していた。日本は2014年に障害者権利条約⁶⁸を批准し、2016年4月から施行された障害者差別解消法⁶⁹は、7条において、公立学校などを含めた行政機関に対し、「不当な差別的取扱い」の禁止、また「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」を求めている⁷⁰。

教育の領域における課題は多く、今後も議論を蓄積していかなければならない。

本論文は、科学研究費助成金（平成30年度～平成32年度基盤研究（C）（一般）「アメリカ障害者教育法における発達障害のある子どもの教育を受ける権利について」（18K01271）に基づく研究成果の一部をなすものである。

¹ Pub. L. No.94-142, 20 U.S.C. § §1400-1482. 1975年に制定された当初は「Education for All Handicapped Children's Act (EAHCA)」という名称であったが、1990年に改称され、現在の名称になっている。

² Andrew F. v. Douglas Cnty. Sch. Dist. RE-1, 137 S. Ct. 988 (2017). 日本語文献として今村奈緒「インクルーシブと適切な教育 - 児童・生徒の状況に応じた適切な教育の保障」障害法2号(2018) 33頁, 拙稿「アメリカにおける障害のある子どもの教育—障害者教育法と無償かつ適切な公教育 (Free Appropriate Public Education)」障害法3号(2019) 5頁参照。

³ Fry v. Napoleon Cmty. Sch., 137 S. Ct. 743 (2017). 日本語文献として青木亮祐「アメリカにおける障害者教育法と障害者差別禁止法の関連性」明治大学大学院法学研究論集52号 (2020) 163頁。

⁴ 20 U.S.C. § 1400 (c) (EAHCA 1975). 条文の日本語訳は、土屋恵司「障害者教育法 (1, 2完)」(立法紹介/アメリカ) 外法4号, 5号 (1984) 参照。なお、筆者により条文の表記の方法などを適宜変更してある。障害者教育法は制定以来何度か改正が行われ、なかでも1997年改正は大きなものであったとされる⁴。これらの法改正の中で、法の目的についての文言の追加がなされている。「特別な教育及び関連サービスを強調した無償かつ適切な公教育」について、「障害のある子どもが、その特有なニーズを満たし、更なる教育や、雇用、独立した生活に備えるために構想された (傍線・斜体などは筆者による)」ものであるとしている。「雇用、独立した生活に備えるために」の部分は1997年改正で追加され、「更なる教育」の部分は2004年改正で追加されている。

⁵ 20 U.S.C. § 1401 (3) (A).

⁶ Schaffer v. Weast, 546 U. S. 49, 51 (2005).

⁷ 連邦教育統計局のサイトより。

https://nces.ed.gov/programs/coe/indicator_cgg.asp (2021年1月22日閲覧)。

⁸ Congressional Research Service: The Individuals with Disabilities Education Act (IDEA) Funding: A Primer (Updated August 29, 2019).

<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44624> (2021年1月22日閲覧)。

⁹ Forest Grove School District v. T. A. (2009) 1557 U.S. 230, at 258.

¹⁰ See, Note, *Enforcing the Right to an "Appropriate" Education: The Education for All Handicapped Children Act of 1975*, 92 HARV. L. REV. 1103, 1109 (1979), e.g., Epperson v. Arkansas, 393 U.S. 97, 104 (1968).

¹¹ 20 U.S.C. § 1412.

¹² 20 U.S.C. § 1412 (a) (4).

20 U.S.C. § 1414 (d) (1) (A).

¹³ 20 U.S.C. § 1414 (d) (1) (B).

¹⁴ See, Terry Jean Seligmann, *A Diller, a Doller: Section 1983 Damage Claim in Special Education Lawsuit*, 36 GA. L. REV. 465, 526 (2002).

¹⁵ 20 U.S.C. § 1412 (a) (5).

¹⁶ LREの議論について、今川奈緒「インクルージョンと分離をめぐる一考察——障害者教育法におけるLRE (より制限のない環境) の原則について」大原社会問題研究所雑誌 640号 (2012) 18頁。

¹⁷ 20 U.S.C. § 1412 (a) (6) (A).

¹⁸ 20 U.S.C. § 1415 (b) (3).

¹⁹ 20 U.S.C. § 1415 (f) (1) (A).

²⁰ 20 U.S.C. § 1415 (b) (1).

²¹ 20 U.S.C. § 1415 (g)-(j). 聴聞は州教育委員会から始められるよう州法によって定められる例が、42州およびコロンビア特別区と、多数となっている。See, Lisa Lukask, *Special-Education Litigation: An Empirical Analysis of North Carolina's First Tier*, 18 W. VA. L. REV. 735 at 743-745 (2015).

²² 20 U.S.C. § 1415 (b) (6).

²³ 20 U.S.C. § 1401 (9).

²⁴ 20 U.S.C. § 1401 (26) (A).

²⁵ 458 U.S. 176 (1982). Rowley判決に関して、拙稿「アメリカ障害者教育法における『無償かつ適切な公教育』に関する一考察—Board of Education v. Rowley判決を手がかりに—」同志社法学318号 (2007) 97頁参照。

²⁶ 137 S. Ct. 988, 1000-1001.

²⁷ Pub. L. No. 93-112, 29 U.S.C. § 794.

²⁸ Pub. L. No. 101-336, 42 U.S.C. § § 12101-12213. ADAの正式名称は、「障害を理由とする差別に対する明確かつ包括的な禁止を確立する法律」(An Act To establish a clear and comprehensive prohibition of discrimination on the basis of disability)である。

²⁹ 29 U.S.C. § 794a(a)(2), 42 U.S.C. § 12133.

³⁰ リハビリテーション法504条に関する文献として、リチャード・K. スコッチ著 竹前栄治監訳『アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた』(明石書店 2000)。条文の日本語訳も同書をもとにしている。同75頁。また、リハビリテーション法504条、後述のADA法に関して高等教育との関係で論じたものとして拙稿「アメリカにおける発達障害と高等教育における配慮の合理性に関する法的基準」別府大学紀要57号(2016)29頁。

³¹ Department of Health, Education and Welfare (HEW). 保健教育厚生省は1980年に保健福祉省 (Department of Health and Human Services) と、教育省 (Department of Education) とに分割された。

³² See, Susan Smith Blakely, *Judicial and Legislative Attitude Toward the Right to an Equal Education for the Handicapped*, 40 OHIO ST. L.J. 603,616 (1979).

³³ 34 CFR 104.33 (b) (1) (i).日本語文献として牛丸幸貴「アメリカ合衆国のリハビリテーション法第 504 条における合理的配慮の考察—教育における合理的配慮に着目して—」早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊27巻1号 (2019) 97頁。

³⁴ See, Robert Garda, *ENDREW F. AND FRY SYMPOSIUM: Fry v. Napoleon Community Schools: Finding a Middle Ground*, 46 J.L. & EDUC. 459 at 473 (2017) .

504条は、「504 plan」の作成を通じて、IDEAの対象とはならないの子どものための配慮を行うために学校では広く使用されているという指摘がある。IEPとは異なり504 planは、子どもがFAPE受けることができるようにするために、学校が提供することを約束した配慮を提供する。504 planの要件は、IEPほど厳格ではなく、必ずしも書面である必要はない。See, Katherine Bruce, *Vindication for Students with Disabilities: Waiving Exhaustion for Unavailable Forms of Relief after Fry v Napoleon Community Schools*, 85 U. CHI. L. REV. 987 at 998 (2018) . IDEAとリハビリテーション法504条との関係についての日本語文献として今川奈緒「インクルーシブ教育における特別支援教育と普通教育の関係」尾形健編『福祉権保障の現代的展開』(日本評論社 2018) 147頁参照。

³⁵ 42 U.S.C. § 12101 (b) .日本語訳は、内閣府「平成23年度内閣府委託報告書 障害者差別禁止制度に関する国際調査」による。

³⁶ 42 U.S.C. § 12101 (a) (7) .

³⁷ 42 U.S.C. § 12132.

³⁸ See, Kevin Golembiewski, *A Few Words of Caution as the Supreme Court Considers Fry v. Napoleon Community Schools*, 73 WASH. & LEE L. REV. ONLINE 433 (2016) .

³⁹ *Id.* at 435.

⁴⁰ 98 F.3d 989 (7th Cir. 1996) .

⁴¹ See, Golembiewski, *supra* note 38 at 438.

⁴² Payne v. Peninsula Sch. Dist., 653 F.3d 863, 871 (9th Cir. 2011) .

⁴³ *Id.* at 874-875.

⁴⁴ See, Golembiewski, *supra* note 38 at 439.

⁴⁵ 2014 U.S. Dist. LEXIS 2857 at 3-4.

⁴⁶ 地裁の認定では、2009-10年度の幼稚園入学の打ち合わせの際に、学校も一度は同伴を認めたものの、その後、2009年10月に認めないと通知したとされている。

⁴⁷ 137 S. Ct. 743 at 751.

⁴⁸ 2014 U.S. Dist. LEXIS 2857 at 16-17.

⁴⁹ 争点が子どもの教育の提供に関連しIDEAの手続によって解決できる場合に、行政手続を尽くすという要件がな

くなると、州および地方の教育機関が専門的とする問題に対処できなくなり、裁判所は、行政の記録のない状態で教育的損害に関する主張を評価するよう求められることになる。それは困難なことであると、前述の第7巡回区控訴裁判所判決であるCharlie F判決を引用し説明している。788 F. 3d 622 at 627.

⁵⁰ 788 F. 3d 622 at 627.

⁵¹ *Id.* at 635-638.

⁵² 137 S. Ct. 743 at 752.

⁵³ *Id.* at 754-755.

⁵⁴ *Id.* at 756.

⁵⁵ *Id.* at 757-758.

⁵⁶ *Id.* at 758-759.

⁵⁷ *Id.* at 759.

⁵⁸ See, Amy J. Goetz and Andrea L. Jepsen, *Law and Schools: A Fresh Look at the Role of Courts in Addressing Problems in Education: POST-FRY IDEA AND SECTION 504: NEW INTERSECTIONS AND DETOURS*, 44 MITCHELL HAMLINE L. REV. 614 at 627 (2018).

⁵⁹ See, Garda, *supra* note 34 at 465.

⁶⁰ 28 C.F.R. § 35.160 (a) (1) (2017). 公的機関において、障害のある人が、障害のない人とのコミュニケーションと同等になるよう必要な措置を講じることが定められている。

⁶¹ See, Ruth Colker, *ENDREW F. AND FRY SYMPOSIUM: Did the Fry Decision Under the IDEA Overturn Rowley?*, 46 J.L. & EDUC. 443 at 454-456 (2017).

⁶² See, Goetz and Jepsen, *supra* note 58 at 625-627.

⁶³ *Id.* at 627.

⁶⁴ See, Bruce, *supra* note 34 at 1001.

⁶⁵ 青木亮祐 前掲注3 183頁。

⁶⁶ 近年の障害のある子どもの学校・学級選択における議論に関連する文献として、横田守弘「自己人生創造希求的個人像、親密な人的結合、社会権：障害児の学校・学級選択の問題を手がかりにして」同志社法学414号Ⅱ (2020) 1529頁。

⁶⁷ 奈良地裁平成21年6月26日決定。評釈として、大島佳代子・織原保尚「障害のある子どもの教育を受ける権利と仮の義務付けの訴え：町立中学校への就学指定に関する仮の義務付け申立事件決定（奈良地裁平成21年6月26日決定）を主たる素材として」同志社政策研究4号（2010）76頁、兒玉修一・西木秀和「車いすの生徒の中学校入学を命じた仮の義務付け決定」賃社1504号（2009）33頁、今川奈緒「障害を有する生徒の町立中学校入学に関する仮の義務付け決定—下市中学校入学拒否事件」賃社1504号（2009）38頁。

⁶⁸ 障害者権利条約と障害のある子どもの教育を受ける権利・インクルーシブ教育について、池原毅和『日本の障害差別禁止法制』（信山社 2020）96頁参照。

⁶⁹ 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

⁷⁰ 障害者権利条約、障害者差別解消法下での障害のある子どもと特別支援学校・学級指定について、不当な差別的取扱いとの関係において論じた文献として、長瀬修・川島聡編『障害者権利条約の実施』（信山社 2018）168頁（大谷恭子執筆部分）参照。